

評価項目の第三者評価結果

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

(1)子どもの権利保障に関する説明		第三者評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に「子どもの権利ノート」を作成し、令和4年度から入所児童を対象に子どもの権利について年齢に応じて理解できるよう、幼児には紙芝居を見せながら説明するなど配慮している。また、常に子どもが閲覧できるように居室管理としている。 ・意見箱を設置し、職員に直接相談できない悩みを記入できるよう配慮している。さらには、月2回来所する人権擁護委員に相談できる機会を設け、前日までに人権擁護委員が来所し、相談できることを入所児童に周知している。 		
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全入所児童に配布している「子どもの権利ノート」に意見表明の権利について分かりやすく説明している。幼児には紙芝居を作成するなど、様々な年代の児童に分かりやすいものを作成した。 ・意見箱の設置や人権擁護委員による訪問型の意見聴取の実施により、言いにくいことを相談できる環境を整えた。退所時アンケートを実施後、随時集計を行い、子どもの意見に目を向けている。集まった意見から、今後の対応方法を検討し、課内会議で改善策を周知している。 		

(2) 子どもに対する説明・合意

(1)保護開始に関わる説明・合意		第三者評価結果
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して 適切に説明し、合意を得ているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所の生活について、権利ノートを活用し、分かりやすく説明している。入所時には、私服、私物の利用についても確認し、注意事項などを理解してもらい、本人の同意で使用、不使用を決定している。その際、説明した文書にサインをもらうなど、すべての児童が納得の上、保護所の生活ができるよう配慮している。 		
No.4	保護期間中にあたり、子どもに対して 適切に説明し、合意を得ているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活を通して児童の本音を聴いたり、思いを確認したりして、その都度、担当福祉司や心理司に伝 		

<p>えている。家族などの多くの大人を前にすると本音を話せない児童も多いため、家族への思いを手紙にまとめるなどの対応をとることもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当福祉司、心理司と連携を図り、今後の見通しを伝え、不安の軽減に努めている。 		
No.5	保護解除について、子どもに対して 適切に説明し、合意を得ているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活を通して児童の本音を聴いたり、思いを確認したりして、その都度、担当福祉司や心理司に伝えている。また、児童養護施設等への入所に対する不安を吐露する児童もいるため、必要に応じて個別に話を聴くなど児童が落ち着いて生活できるよう配慮している。 		
No.6	保護解除向け、子どもに対して必要な支援を行っているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利ノート」の「退所する時の権利」や「退所後に困ったときは」のページを使用し、SOSの出し方や相談や支援が受けられる機関があることを丁寧に説明している。また、退所時に「子どもの人権SOSミニレター」を渡し、声をかけている。 		

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の思いを聞いて担当福祉司や心理司に相談したり、学校関係者や保護者との面会希望を伝えたりするなど、児童の内面に寄り添った対応に努めている。 ・個別対応については、担当福祉司、心理司と相談し、本人にも伝えて実施している。 		

(4) 被措置児童虐待防止

No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所後、翌日から3日以内に児童に権利ノートを配付し、個別に話す機会を設定している。その際、保護所内で権利が守られなかった場合、近くにいる大人や保護所外の専門家に相談できることを確認している。意見箱に悩みを入れて人権擁護委員に相談できることも、人権擁護委員が来所する数日前に告知し、自分の思いを話す機会があることを伝えている。 ・月に1回の課内会議で、児童の安全、安心を守るために必要な情報共有や対応方法の共通理解を図りながら、柔軟に対応している。 		

--

(5) 子ども同士の暴力等の禁止

No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所翌日から3日以内に児童に権利ノートを配付し、個別に話しする機会を設定している。その際、保護所内で権利侵害があって解決できない場合、すぐに職員に相談するよう伝えている。また、その場合はどちらかを居室で生活するなど、接触がないよう配慮している。 ・月に1回の課内会議で、児童の安全、安心を守るために必要な情報共有や対応方法の共通理解を図りながら、柔軟に対応している。 		

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

(1)思想や信教の自由の保障		
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な児童については、入所時や入所カンファレンスで必要な配慮を聞き取り、朝の打ち合わせや連絡ノートへの記入など職員に周知徹底を図っている。 		
(2)性的なアイデンティティへの配慮		
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室やトイレについては、個別対応時は居室内にユニットバス、トイレが設置してある部屋を使用するなど、個別対応を行っている。 ・事前に担当福祉司から得た情報をもとに本人にも配慮が必要なことを確認し、使用する衣類やスリッパなどは選択できるよう本児の意向を尊重している。 		

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

(1)安全感・安心感を与えるケア		第三者評価結果
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持つる養育・支援をおこなっているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の受け入れ可否は、保護所の入所状況（年齢、性別等、保護所が受け入れ可能な状態であ 		

<p>るか)を伝え、各子ども相談センターと協議の上、判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 異性の職員が対応する際は、防犯カメラに映る位置で対応したり、ドアを開けた状態で接したりするなど配慮している。また、虐待等をフラッシュバックする恐れがあるため、威圧的な態度を避け、安心できる距離で対応している。 • 私物の利用などで居室に置いたり、持っていたりすることで安心できる物がある場合は、安全を考慮し、手元に置くなどの対応を取っている。 • 保護課心理士による入所直後の個別面接では、ジェノグラムや成育歴、今後の処遇についての要望などを聴き取り、アセスメントを実施している。 • 保護課心理士のアセスメントを全職員で共有し、対応できるようにしている。 		
(2)エンパワメントにつながるケア		
No.13	子どもエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 児童の自主性を尊重した対応を心がけ、自分で判断し、自分で決めて行動できるよう働きかけている。その際、できたことは個別に認め、褒めることも大切にしている。 • 1日の振り返りの会で、児童1人1人が発言する場を設けているが、要望等を伝える機会は意見箱以外には難しい状況である。保護所の生活をよりよくするため、必要な意見を吸い上げ、検討し、改善できる場等を作れるよう、検討していくことが必要である。 • 子ども会議など定期的に意見を伝える場は設定していないが、普段の生活の中で意見が言えるような雰囲気作りをしている。 		

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入所初日又は2日目の早い段階で、保護課心理士が全入所児童に成育歴等の聞き取りを実施している。児童が自分の生まれ育った環境や一時保護に至った経緯をどう捉えているか素直に表出できるようにし、その言葉を大切に受け止めるようにしている。 • 保護所が児童の話を受け止められる安心できる場所であると感じられるよう努めている。聞き取った内容については、その日のうちに記録し、翌日には回覧して全職員に周知している。また、早急に周知徹底が必要な内容については、ノートに記載し、勤務する職員が確認できるように努めている。 		

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守		
No.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> • これまでの実績で定員を超える受入れを行った事実はない。これまで居室以外では、面接室での保護を行った実績があるため、定員を超えた場合、面接室での保護が可能である。 • 食堂や多目的室は、比較的広いスペースが確保されている。また、外遊びで使用するグラウンドもリフレッシュを図る環境となっている。 • 居室は、基本的に個別に用意するため、ドアに窓はあるもののプライバシーに配慮した空間となっている。また、男児と女児の居室も分かれており、女児側には幼児室も設置している。 		
(2) 個別性の尊重		
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平日用、休日用の日課が用意されており、平日の午前の学習や午後の創作活動の時間以外は、自由時間が多く、児童1人1人が自分のやりたいことを優先できる環境となっている。 • 私服の着用については、入所時に私服、私物の利用についての説明を行い、使用するかの確認や使用できない場合があることについて伝えている。 • コロナの感染予防のため、入所3日間は個別対応を行い、居室で生活している。また、その後も集団生活を拒む場合は、居室での個別対応を継続する場合もある。個別生活している児童にも、行事等への参加希望を確認するなど、気分転換を図る機会を設けている。 		
(2) 生活環境の整備		
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 居室だけでなく、使用する部屋はすりガラスとなっており、また目隠し等を設置するなど外部から見えないよう配慮している。 • 平日は清掃員が保護所内を清掃している。また、居室は毎朝各自が掃き掃除を行い、その後は換気をして清潔を保っている。 • 毎月、環境点検を実施し、必要に応じて修繕している。また、破損等で業者の修繕が必要な場合は、総務課に連絡し、業者に修繕依頼を行う。修繕費の予算は年度当初に確保されている。 • 児童の創作物を飾ったり、季節に合った掲示物を壁面に飾ったりして温かい雰囲気を作っている。 		

2 管理者の責務

No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護課長が、一時保護所の基本理念と基本方針を明確に打ち出し、児童を最優先にした対応を行い、毎朝の打ち合わせ等でも指導の方向がぶれないよう共通理解を図っている。 ・職員のミスから大きなトラブルに発展しないよう、ダブルチェックのシステムを構築したり、課内会議等で再発防止策を検討したりして、徹底を図っている。 		

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守		
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数は不足したままだったが、専門職の申し込みがあり、9月末現在の専門職の人数はかなり満たされたため、平日の日中の児童対応は十分な状況である。 ・受入人数や幼児が多いときは、スライド勤務を行うなどして、朝や夜間に対応できる職員を増やすなど臨機応変な対応に努めている。 ・夜間、休日、コロナ対応等のあった場合などは、まだ不足している状況のため、継続して人員補充が必要である。 		
(2) 職員の適正配置		
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活全般を担当する職員、保護課心理司、調理員、保健専門職、感染症専門職、学習支援専門職、個別対応専門職、施設業務専門職など、役割が明確に分かれており、連携を大切に努めている。 ・保護課心理士が入所してすぐに話を聞き、子どもの抱えている課題を的確に把握できるよう努めている。また、担当福祉司、心理司と連携を図り必要な支援が行えるよう観察会議等を実施し、情報共有に努めている。 		
(3) 情報管理		
No.21	情報管理が適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いに関しては、誰が入所しているか分からないよう、メモや付箋、服薬後の袋、退所後に子どもの名前が記載されている物まで気をつけながら対応している。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・事務所内に職員が不在の時には、必ず事務所を施錠し、児童や外部の人間が持ち出さないよう配慮している。 ・職場研修（コンプライアンスや個人情報保護等）を受け、個人情報の保護に努めている。 		
(4)職員の専門性の向上		
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員にはOJT担当が定期的に声をかけ、業務上の悩みや目標などを確認し、スモールステップを積み重ねて自信が付くよう指導している。 ・保護所独自での研修は難しいが、中央子ども相談センターとして年間の研修を計画し、参加を募っている。職員から研修に参加したいという希望があれば、研修が可能な勤務に変更するなど調整し、積極的に学べるように配慮している。 ・会計年度職員など、専門職の研修の充実が必要である。 		
No.23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の申し送りは、毎朝8時30分から実施している。早番職員は出勤時に当直職員が申し送りを実施し、遅番職員は出勤時に勤務者から申し送りを実施するなど、配慮すべき事項などの特記事項を確実に伝えている。 ・施設業務専門職にも夕方の出勤時に引き継ぎを実施している。 ・申し送りノートを活用し、全職員が出勤時に内容を確認している。児童の様子や些細な変化や物品等の貸し出し、職員の指導等、多岐にわたる内容を記載し、確実な情報共有を行っている。 ・月に1回課内会議を実施している。全職員が内容を共通理解できるよう、平日の学習時間に行い、会議に参加できない学習担当（2名程度）には会議に出席した学習担当から内容の周知を行っている。事前に課内会議資料を配付し、会議前に一読し、会議時間の短縮も図っている。 		
(5)児童福祉司との連携		
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携は適切に行われているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所は、岐阜県内に2か所あり、当所は、県下全域の児童を保護する一時保護所となっている。保護を担当する児童相談所によっては距離もあり、面接等を実施するには、約1時間程度の時間を要する。3か所の児童相談所とは、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲とは言い難いが、病院受診や不安定な状態が続く児童については一時保護所から連絡し、児童福祉司の対応を依頼している。 ・入所時は、できるだけ早く入所カンファレンスの実施を依頼し、保護課心理士が当日から3日目 		

<p>までに面接を行い、児童の情報を共有できるよう努めている。また、2週間を経過した頃には観察会議を実施し、今後の見通し等についても情報共有を図っている。</p>		
<p>(6)職場環境</p>		
No.25	<p>職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか。</p>	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の勤務希望調査を実施し、配慮している。また、希望休や年休等の休暇取得は、職員の希望通りに取得できるよう、勤務の調整を図っている。 ・時間外労働は、特別な対応が必要な際は児童の安心・安全を最優先にするため、負担が偏らないように勤務調整も行いながら実施している。特別な対応でない場合は、できるだけ時間外勤務で対応しなくても済むように、連携を図りながら対応している。 ・職員が働きやすい職場であることが、保護児童の安心・安全にも直結すると考え、職員同士の連携が取れる職場環境づくりに努めている。困ったことがあった際は、すぐに相談できる体制を取って、保護児童の安心・安全を第一に係長や課長と早急な対応を検討している。 		

4 関係機関との連携

<p>(1) 医療機関との連携</p>		
No.26	<p>医療機関との連携が適切に行われているか。</p>	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携は、必要に応じて適切に行われている。 ・入所児童の健康管理については、毎月1回嘱託医による健康診断を実施している。 		
<p>(2)警察との連携</p>		
No.27	<p>警察との連携が適切に行われているか。</p>	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護課は、児童の暴力行為や器物破損行為などの法に触れる行為があった場合、必要に応じて110番通報又は所轄の警察署に連絡を取っている。警察に通報する際のマニュアルは事務所に掲示している。 		
<p>(3)施設里親との連携</p>		
No.28	<p>施設や里親との連携が適切に行われているか。</p>	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設や里親等との連携については、移行する施設や里親に対して子どもが安心して新たな生活に移ることができるよう情報提供を行っている。 ・生活の中で児童が話す不安に寄り添いながら、担当福祉司や心理司と連携を図り対応している。 		

(4)その他の機関との連携		
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な配慮を要する児童の様子等を伝える際に必要な情報等については、家庭支援課と連携して伝えている。警察との連携会議には、保護課長が出席し、保護所の状況等を伝え、保護状況について理解が得られるよう努めている。 		

Ⅲ一時保護所の運営

1 一時保護の目的

No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度初めの課内会議において、課長から基本理念・基本方針の配布や説明があり、全職員に周知している。また、事務所内に掲示している。 児童の安心、安全を第一にした基本理念、基本方針であり、全職員が意識して行動している。 		

2 一時保護所の運営計画等の策定

No.31	一時保護の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護所の所内・所外活動の年間計画は策定されているが、保護人数や入所児童の特性、年齢構成などが一定ではないため、状況に応じて臨機応変に変更しながら対応している。 一時保護所の特性上、他の児童養護施設等とは異なる環境での日常生活となるため、毎月の所内外活動の実施が、児童のストレス等の軽減にも役立っている。児童のアンケート調査や意見を参考に、翌月や次年度の計画に反映させながら、よりよい活動や行事ができるよう工夫、改善している。 		

3 一時保護の在り方

No.32	緊急保護は、適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急保護は、家庭支援課が対応している。権利ノートについては、家庭支援課と共有しており、また入所の際の説明資料等も同様に共有し、一時保護所で宿泊することを理解し、必要な手続きとして鼻腔拭きの抗原検査（コロナ対応）の実施、アレルギーの有無、発熱等の身体症状の有無 		

<p>などを事前に行っている。その際、抗原検査が陰性でも発熱症状等がある場合は、専門医の診察や検査を依頼し、受診してから入所する形をとっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所時に緊急対応時の福祉司から、保護に関して適切な説明を受けたか確認し、説明が足りていない時は再度丁寧に説明をしている。

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア		
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護の生活面のケアは、児童の実態（年齢や特性）に応じて配慮しているが、基本的に自分でできることは自分でできるように支援している。 幼児など1人で行うことが難しい場合は、職員がついて介助するが、幼児でも自分でできることは職員が見守って支援している。 日課は、ゆとりのある生活とし、入浴は基本的に夕食前までの時間に行っている。基本的な生活習慣が身につけていない児童も多いので、個別の児童に応じた支援を行っている。 		
(2) レクリエーション		
No.34	レクリエーションのための環境やプログラムなどが適切に提供されているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団は食堂内で生活するため、平日の自由時間はテレビ1台を他児と共有している。また、漫画、オセロなどのボードゲーム、トランプなどのカードゲーム、ブロックなど、様々なジャンルの玩具を準備し、自由に使えるように配慮している。 土日は自由時間が中心のため、小学生4年生以上にポータブルDVDを貸し出し、DVDを見たり、音楽を聴いたりすることは自由にできるよう配慮している。小学生1～3年生は、CDラジカセを貸し出し、音楽を聴くことができる。また、DVDはテレビを利用して見ることもできる。 ボードゲーム等を増やして遊びの幅を広げたり、所内外活動を定期的に行ったりするなど、児童がリフレッシュできるよう努めている。 		
(3) 食事（間食を含む）		
No.35	食事が適切に提供されているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事を楽しみにしている児童が多く、朝食、10時のおやつ（幼児のみ）、昼食、15時のおやつ、夕食と決められた時間に食事が提供されている。また、入所時にアレルギー等の確認を行い、必要に応じて調理員に除去食の対応を依頼している。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・食事は、出来立てで温かいものを提供し、配膳は調理員から受け取った職員がトレイに乗せていくため、衛生面も気をつけて対応している。 ・コロナ対応のため、基本的には黙食で児童全員が同一方向を向いて食べている。（職員のみ児童の方を向いている）児童が食事を楽しめる雰囲気づくりは難しいが、食事のごはん量などは、配膳前に確認し、多め、少なめなど配慮している。 ・七夕、クリスマスなどの行事の日には、それに合わせて飾りなど手作りで準備している。 		
(4)衣服		
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の衣服は、春夏用と秋冬用に分けて保管し、サイズや男女別に分けて衣装ケースに入れて管理している。上着等の貸し出しも柔軟に対応しているため、夏季であっても冷房で寒い場合は、上着を着用することもできる。 ・下着は、できるだけ新品を使用し、配慮している。また、使用中に汚れや破れ等ができた場合は、交換するなど適切な衣服が貸し出せるよう努めている。 ・私服の着用も認めているため、貸し出した衣服と私服に大きな差異が生まれないよう、少しずつ計画的に新しい衣服を購入し、持ち込めない児童にも配慮している。 ・児童の意向に合わせた衣服を選んでもらっている。 		
(5)睡眠		
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起床時間は一律7時起床となっているが、入所時間が深夜だったり、外出等で帰所が遅かったりした場合は、朝食を食べることができる範囲で起床時間をずらして対応する場合もある。 ・就寝時間は、年少児は20時、年長児は21時で設定されている。児童が早く就寝したいと申し出た場合は、早めの就寝に応じ対応している。 ・就寝時は、必要に応じて空調を設定し、体調を崩さないよう深夜に切ったり、調整したりして対応している。 ・清潔な寝具を使用し、シーツ等は1週間に1回交換している。また、パジャマも同様に洗濯している。汚れた場合は、その都度洗濯し、清潔を保っている。 ・幼児など、就寝時の配慮が必要な児童には、寝付くまで居室や廊下等で見守るなど、個別に必要な対応をとっている。 		
(6)健康管理		
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝9時に看護師資格のある保健担当が検温ならびに健康観察を実施している。1人ずつ声をかけ 		

<p>ながら、体調不良等がないか顔を見ながら確認している。また、夕方16時頃にも再度検温と健康観察を実施し、コロナ禍ということもあり体調の変化にはアンテナを高くして確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医務室に応急の医薬品が常備しており、事務所にも簡易的なものは保管し、擦り傷等の処置ができる。受診券は担当福祉司の依頼で作成し、保管している。また、近隣の医療機関がリストアップされたファイルがあり、緊急の受診に備えている。ただ、診察の際に引率するのは家庭支援課が担当するため、保護課は不安定な児童で応援が必要な場合のみ要請に応じて対応している。 		
(7)教育・学習支援		
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の学習は、平日の9時30分から11時までの1時間30分実施している。基本は自学自習で各自の希望する内容を学習しているが、学年相応の学力を見に付けていない児童が多いため、学習担当や児童指導員が寄り添い、できる内容を中心に取り組んでいる。学習耐性の低い児童には、職員が隣について話を聞き、児童の困り感や興味を引き出し、できた喜びを味あわせながら対応している。時には児童から疑問に思っていることを聞き、授業スタイルで学習することもある。 ・児童の要望に応じ、在籍校に学習プリントをお願いしたり、自宅から必要な学習道具を持ってきたりすることも家庭支援課を通じて依頼している。 ・通学機会を確保することは家庭支援課の対応になるが、オンライン授業の要望があった際は、家庭支援課と連携して対応している。また、修学旅行や実習、体育祭などの行事への参加を児童が希望した際も家庭支援課に連絡し、外出対応を依頼している。 		
(8)保育		
No.40	未就学児に対しては適切保育を行っているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児童については、居室は幼児室を使用し、就寝対応など安全に配慮している。 ・日中は、保育室を準備しているが、今後、年齢や発達の特性に合った保育が実施できるよう、未就学児の指導計画を検討している。 ・現在は、集団で職員がついて対応することが多いが、未就学児童が多い場合は、児童の年齢、発達に応じ、別室で職員を配置している。 ・安全面等には十分配慮しながら、できることを見極めて生活している。 ・未就学児童は通常日課と異なる日課で生活している。(午睡、10時のおやつなど) 		
(9)保護者・家庭への感情、家族との面会等		
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・家庭等との面会や家族等に関する情報提供等については、家庭支援課が面接時に話した内容を面接後に情報共有し、不安定になりそうな状況であれば、保護課心理担当を中心に児童から聞き取りを行ったり、見守りを強化したりして、担当福祉司や心理司に情報提供している。 ・児童が担当福祉司や心理司に言えず、不安に思っていることを吐露した際は、担当福祉司や心理司に迅速に情報提供を行い、対応を依頼している。
--

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応		
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応を行っているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の受入の検討について、保護課として他児と完全に分離する必要があるかどうかは確認を取っているが、多職種によるカンファレンスの実施の判断は、家庭支援課が対応している。 ・すべての児童に対して、ルールや人との距離感について権利ノートを使用し、説明をしている。性被害を受けた児童については、担当福祉司や心理司と連携を図り、できる限り同性が対応するなど配慮している。 ・一時保護所内で性的問題行動が発生した場合は、加害児童を分離し、被害児童と接することが無いよう居室での個別対応を実施している。その後、担当福祉司、心理司と連携し性教育を行うなど、必要な教育や指導を繰り返している。 ・医師に報告するなどの必要な情報を家庭支援課に提供している。 		
(2) 問題行動のある子どもへの対応		
No.43	他害や自傷行為を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童に対して、保護課心理士がアセスメントを実施し、入所カンファレンス等で担当福祉司や心理司と情報共有を図っている。他害や自傷行為を行う可能性についても把握し、ノート等で職員の情報共有を図り、対応方法に配慮するなど、児童、職員ともに安全面に気をつけながら支援している。 ・医学的アドバイスを受けるかの最終的な判断は、家庭支援課が行うが、生活の中で必要と判断した際は、保護課としてアセスメントし、情報提供している。 ・緊急時の対応マニュアルは各事務所に掲示し、マニュアルに沿って対応するよう周知している。 ・他害や暴言、暴力に対する基本的な対応は、4月当初に配布するマニュアルや課内会議でも随時情報共有を図り、児童・職員ともに怪我が起きないように安全に配慮した対応をしている。 		
(3) 無断外出を行う子どもへの対応		
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っている	a

	か。	
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、4年度ともに無断外出は発生していないため、無断外出が発生した際の適切な対応を行っているかの判断は難しい。もし発生した場合は、居室等で個別対応を実施し、児童の内面に寄り添い、どうするとよかったかを一緒に考える体制を整えている。 ・無断外出の可能性が高い児童が入所した際は、グラウンドで外遊びを実施する時に職員2人体制又はそれに準ずる応援体制で対応し、ドアの開閉にも細心の注意を払い、対応している。 ・窓を触る、鍵や防犯カメラを気にしている児童がいた場合、全体で共有している。 		
(4)重大事件に係る子どもへの対応		
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事件に係る触法少年と思われる入所はないため、必要な手続き、支援体制としての明確なマニュアルは整っていないが、入所の際、あらゆることを想定し、保護所職員の夜間応援体制を組み、さらに必要であれば家庭支援課に日中や夜間の応援体制を組んでもらい、個別に対応できるよう準備している。 ・他児の生活スペースとの完全な分離は難しいため、風呂・トイレのある居室を使用し、集団の児童と接触する機会のある夜間から早朝にかけて、接触しないよう配慮している。 		
(5)身近な親族を失った子どもへの対応		
No.46	身近な親族を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な親族が危険な状況にあることを担当福祉司、心理司から得られた場合は、担当福祉司、心理司と相談し、児童への伝え方や葬儀等に参加させるかを検討する。同時に児童が自死する可能性等も考慮し、安全には十分配慮した対応を行う。 ・グリーフケア、モーニングワークについては、行う体制は整っている。 		
(6)その他の配慮が必要な子どもへの対応		
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた児童の入所が多いため、職員が接する際、フラッシュバックするような高圧的な言動と感ぜないように、生活全般にわたって全職員が配慮している。 ・全ての児童が入所初日から3日目までに保護課心理士と面接し、子どもの心身の状況について把 		

<p>握したことを共通理解、共通行動ができるよう配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医学的アドバイスや治療的ケアが必要だと感じた際は、家庭支援課と連携を取り、対応している。 		
No.48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入所している児童の多くは、発達障害を抱えており、特別な支援を必要とする。 • 全ての児童が入所初日から3日目までに保護課心理士と面接し、子どもの心身の状況について把握したことを共通理解、共通行動ができるよう配慮している。また、その情報と合わせて入所カンファレンスで得た情報をもとに、より児童の発達に応じた配慮を実施している。 • 権利ノートを使用し、お互いの権利を尊重し適度な距離感を意識した生活を大切にしている。 		
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入所時に服薬や医療行為が必要な場合は、担当福祉司や心理司から確実に情報共有を行っている。また、服薬に関しては、医師の処方箋を受け取り、その指示通りに服薬できるよう薬をセットし、飲み忘れ、誤薬等がないよう、ダブルチェックを行って対応している。 • アレルギーやエピペン等は、すぐに情報共有し、その内容をボード等にも掲示している。 • 医療行為が必要な場合は、家庭支援課と連携を図り、病院受診を行っている。 		

6 安全対策

(1) 無断外出及び発生し対応		
No.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和3年度、4年度ともに発生していないが、無断外出が発生した場合の対応マニュアルは、明確になっている。その際の手順や家庭支援課への応援依頼、その後の保護者への連絡、警察への通報等も含め、保護課に本部を設置し、必要な指示が出せて、情報が集まって錯綜しないよう体制を明確化している。 • 無断外出の可能性の高い児童は確実に把握し、外遊び時には複数で対応するよう配慮している。 		

(2)災害時対策		
No.5 1	災害発生時の対応は明確になっているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に備え、対応マニュアルを作成し、毎月1回の避難訓練を実施している。地震や火災、非常災害など、あらゆる緊急の事態が発生した際の対応を考え、訓練も様々な事態を想定し、実施している。非常食の実食や津波が発生した際の映像の視聴等、職員が必要な対応を指示できるよう工夫している。また、ラジオ、トランシーバー、懐中電灯が常備されている。 ・関係機関と連携が図れるよう、マニュアルに具体的な方法、手順が記載されている。 		
(3)感染症対策		
No.5 2	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に体調不良等はないか確認しているが、現在は主にコロナに感染していないかを中心にすべての入所児童に入所前の抗原検査を行い、検温や体調の確認とともに実施している。 ・入所3日間は、個別で生活し他児と関わることがないように配慮するなど、保護所内の感染拡大が起らないよう細心の注意を払っている。 ・重篤で緊急を要するような体調不良時のマニュアルを作成しているが、感染症が発生した場合の隔離する部屋は、居室か医務室となる。 ・コロナウイルスの対応もあり、ノロウイルス発生時に必要な次亜塩素酸ナトリウムは常備されており、いつでも使用できる。アルコール消毒についても同様である。 		

7 質の維持・向上

No.5 3	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルは人事異動等により勤務する職員が毎年かわるため、新しく勤務する職員には年度当初に配布している。また、マニュアルを改正する際は、課内会議で職員に周知したり、改正した部分のプリントを配付したりするなど、周知徹底できるよう配慮している。 ・年度当初の4月に昨年度までいた職員が中心となり、新規職員にマニュアルを説明する機会を設けている。また、4月当初はマニュアルを読んでもすぐに実践できない内容も多いので、新規職員には経験のある職員がついて、同じ対応が身につくよう配慮している。 ・マニュアルが形骸化されないよう職員の対応にずれが生じた際は、課内会議等を活用し、対応の基本姿勢や対応方法等を全職員で確認する機会を設けている。 ・次年度のマニュアルを作成する際、気になる部分の改正を実施しているが、すべての内容について 		

現状に合ったマニュアルとなっていない部分もあるため、半期に1回程度、マニュアル更新作業を行うなど、年間計画にも位置付けて実施するよう検討する。		
No.54	一時保護所の質の向上を行うための仕組みがあるか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価は令和3年度に実施したが、その内容を踏まえた質の向上の取組みは図られていない。 外部評価は、令和3年2月に児童福祉協議会による業務点検を実施し、課題はマニュアルや保護所のルール等の改善に生かされている。 今回の第三者評価が2度目の外部評価となる。 ノートや課内会議などで職員間の情報共有は図られているが、組織的な取組みは今後実施する。 		

IV一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時		
No.55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての児童が入所初日又は2日目に保護課心理士と面接し、子どもの家庭の状況や心身の状況について把握したことを共通理解、共通行動ができるよう配慮している。また、入所カンファレンスを実施し、担当福祉司や心理司からも情報を得て、必要な情報収集に努めている。 入所後3日間は、個別生活を送り、児童に集団合流の意思を確認している。児童の理解を得た後、職員が抗原検査を実施するか保健担当が検温や健康観察を実施して体調に問題ないことを確認して集団に合流している。 		
No.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携しての総合的なアセスメントは実施できていないが、保護課心理士と担当福祉司、心理司が連携し、入所カンファレンスを実施している。その際、児童のアセスメントを行い観察の視点等を明確にし、職員が情報共有して対応できるよう努めている。 個別援助指針の作成は、家庭支援課が対応するため、保護課は児童の生活状況や特性等について担当福祉司、心理司に情報提供できるよう努めている。 		

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

No.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所カンファレンス後に情報共有した内容をもとに、全職員が個別の特性を理解し、日常の声かけや支援等で配慮した対応に努めている。 ・児童の面会は家庭支援課の対応となるが、児童が手紙を書きたいと希望した場合は、担当福祉司にも伝え、居室や面接室等で対応している。 ・全ての入所児童に個別対応プログラムを作成している訳ではないが、必要に応じて日課を変更し、担当福祉司、心理司と連携し、個別対応プログラムを作成して対応している。 ・集団生活に変更する前には、必ず権利ノートを用いて集団生活のルールを説明している。様々な事情を抱えている児童が多いため、他児にはプライベートなことは話さない、聞かないことを徹底している。 		
No.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか。	b
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の些細な変化を見逃さず、気付いたことはノートで共有したり、引き継ぎの際に伝えたりするなど、児童の様子の把握や情報共有に努めている。 ・児童に問題行動が表出した場合は、原因や対応策を考え、担当福祉司や心理司とも連携して今後の対応について検討している。 ・保護期間については家庭支援課の対応となる。保護期間が長くなると児童に不安定な姿が見られるケースが多いため、面接が少なかったり、期間が長くなったりする児童の担当福祉司、心理司とは連携を図り、二度目の観察会議を実施し、現在の状況や見通しを確認して指導に活かしている。 		

3 子どもの観察

(1) こどもの観察		
No.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所カンファレンスの際に観察の視点を設け、個別に必要な情報も得られるように配慮している。集団生活の中で、特記するような言動があれば確実に記録に残し、すぐに情報共有が必要な場合は必ずノートに記載している。 ・児童と定期的な面接を実施するのは家庭支援課の対応となるが、それぞれの職員が必要に応じて寄り添って対応したり、声をかけたりなど、様々な立場で行動観察を実施している。 ・児童の日々の様子は、児童別に分けて記入し、保管している。 		

(2) 観察会議等の実施		
No.60	観察会議が適切に実施されているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子については、毎朝引き継ぎを行い、ノートへの記載も含め、全職員が把握できるよう努めている。また、遅番職員が出勤した際はノートで確認したり、集団担当職員が交替する際には口頭で引き継ぎを実施したりするなど、漏れがないよう確実に情報共有している。 ・観察会議は、入所後2週間を目処に実施している。その後は、期間が長期化したり、児童の今後の見通しが不明で不安定になったりする場合必要に応じて再度観察会議を実施することもある。 ・観察会議では、コミュニケーション面や生活面、学習面などに分けて事実を伝えるだけでなく、一時保護の様子で分かった本児の内面や特性、考察などを伝えている。 ・観察会議には、担当福祉司、心理司に保護課長や保護課心理士などが参加して実施している。 		

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携		
No.61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所前の児童や保護者への説明は、家庭支援課が担当する。入所の打診があった際、児童の状況に応じて病院受診の依頼をするなど、対応が必要な場合は家庭支援課と連携を図っている。 ・入所児童が保護所での生活に困らないよう、必要な物品はいつでも貸し出しできる状態で準備されている。また、途中で私服や私物を使用したい場合は、担当福祉司に伝え、家庭から持参して対応している。 		
(2) 子どもの所持物		
No.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に私服や私物の利用について説明を行い、一定のルールのもとで使用できることを伝え、児童に確認している。 ・入所時に心理的に大切な物の持参を申し出た場合は、危険なもの等でなければ、所持できるよう配慮しているが、紛失、汚れ、破損等が起きないように、持ち込めないようにしている。また児童の私服には、タグにテープを貼って記名するなどの配慮をしている。持ち込めない物は具体的に明記しており、発見時に担当福祉司に返却し、対応を依頼している。 		

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携		
No.63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか。	a
<p>・保護課心理士が、観察会議の際に児童の様子を丁寧に説明し、その後は担当福祉司や心理司の面接時に児童の変容等があれば口頭で伝えている。また、日々の生活記録については、子相システムでいつでも把握できる。担当福祉司から施設職員等への説明に同席の依頼があった場合は、必要に応じて職員が出席するなどの対応を行っている。</p>		
(2) 子どもの所持物		
No.64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか。	a
<p>良い点/工夫されている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が入所時や入所中に持ち込んだ所有物については、詳細をすべて記録し、退所時に返却する際に確認している。また、持ち込んだ所有物すべてを返却したことを、確認した担当福祉司にサインをもらい、チェックを行っている。保護中に児童が学習したプリントや創作物については、児童の希望があれば持ち帰れるよう対応している。 ・保護所の生活に不要なものや危険なものについては、入所時に担当福祉司に対応を依頼している。 		